

＊北海道公報

発行 北海道
編集 総務部
文書 行政局
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目次	ページ
規 則	
○北海道税条例施行規則の一部を改正する規則……………（税務課）	72
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則……………（障がい者保健福祉課）	72
告 示	
○土地改良区の役員の就任及び退任の届出……………（農業施設管理課）	74
○土地改良区の定款の変更の認可……………（農業施設管理課）	74
公 表	
○北海道人事行政の運営等の状況の公表……………（人事課）	74
総合振興局告示及び振興局告示	
○特定調達契約に係る入札の公告……………	75
○特定調達契約に係る落札者等の公示……………	76
道企業管理規程	
○北海道企業局財務規程の一部を改正する規程……………	76
道教育庁教育局告示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示（3件）……………	77
道人事委員会規則	
○職員の任用の方法及び手続に関する規則の一部を改正する規則……………	79
○職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則の一部を改正する規則……………	79
○特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則……………	79
道公安委員会告示	
○警備員等の検定等に関する規則の規定による北海道公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務の一部改正……………	79
道方面公安委員会告示	
○警備員等の検定等に関する規則の規定による北海道函館方面公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務の一部改正……………	80
○警備員等の検定等に関する規則の規定による北海道旭川方面公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務の一部改正……………	81

○警備員等の検定等に関する規則の規定による北海道釧路方面公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務の一部改正……………	81
○警備員等の検定等に関する規則の規定による北海道北見方面公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務の一部改正……………	82
道警察本部告示	
○交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区の一部改正……………	82

規	則						
北海道税条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和7年9月30日 北海道知事 鈴木直道							
北海道規則第67号 北海道税条例施行規則の一部を改正する規則 北海道税条例施行規則（昭和29年北海道規則第98号）の一部を次のように改正する。 第67条の15の6第3項第2号中「自立訓練」の次に「、就労選択支援」を加える。 別記第14号様式その7（表）中							
「 <table><tr><td colspan="2">北海道札幌道税事務所長 印</td></tr><tr><td>クレジット納税用</td><td></td></tr><tr><td>納付番号</td><td>確認番号</td></tr></table> 」		北海道札幌道税事務所長 印		クレジット納税用		納付番号	確認番号
北海道札幌道税事務所長 印							
クレジット納税用							
納付番号	確認番号						
を 「 <table><tr><td colspan="2">北海道札幌道税事務所長 印</td></tr></table> 」		北海道札幌道税事務所長 印					
北海道札幌道税事務所長 印							
に改める。 附 則 この規則は、令和7年10月1日から施行する。ただし、別記第14号様式その7（表）の改正規定は、令和8年4月1日から施行する。							
障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和7年9月30日 北海道知事 鈴木直道							
北海道規則第68号 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉							

サービス事業者等の指定等に関する規則の一部を改正する規則

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則（平成18年北海道規則第84号）の一部を次のように改正する。

別記第1号様式中備考以外の部分を次のように改める。

別記第1号様式（第2条関係）

指定障害福祉サービス事業所／指定障害者支援施設／指定一般相談支援事業所
指定／指定更新 申請書

年 月 日

北海道知事 様

所在地

申請者 名 称

代表者

指定障害福祉サービス事業所／指定障害者支援施設／指定一般相談支援事業所に係る
指定／指定の更新を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

		法人番号（13桁）																		
申請者（設置者）	フリガナ																			
	名称																			
	主たる事務所の所在地	(郵便番号 -)																		
	連絡先	電話番号	(内線)				FAX番号													
		電子メールアドレス																		
	法人等の種類																			
	代表者の職・氏名・生年月日	職名			フリガナ氏名			生年月日												
	代表者の住所	(郵便番号 -)																		
	フリガナ																			
	名称																			
	事業所（施設）の所在地	(郵便番号 -)																		

		多機能型事業所に係る指定の申請				
指定を受けようとする事業所・施設の種類	同一所在地において行う事業等の種類	共生型サービスの指定を申請する対象事業	今回の指定（更新）申請をする対象事業等	既に指定を受けている事業等	事業等の開始予定年月日	
	指定障害福祉サービス事業所	居宅介護				
		重度訪問介護				
		同行援護				
		行動援護				
		療養介護				
		生活介護				
		短期入所				
		重度障害者等包括支援				
		自立訓練（機能訓練）				
		自立訓練（生活訓練）				
		就労選択支援				
		就労移行支援				
		就労継続支援A型				
		就労継続支援B型				
		就労定着支援				
		自立生活援助				
		共同生活援助				
指定障害者支援施設（施設入所支援）						
指定一般相談支援事業所	地域移行支援					
	地域定着支援					

【既に指定を受けている場合】事業所番号

附 則

1 この規則は、令和7年10月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則別記第1号様式の規定に基づいて作成されている用紙がある場合においては、この規則による改正後の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者等の指定等に関する規則別記第1号様式の規定にかかわらず、当分の間、必要な調整をして使用することを妨げない。					退任	令和7.9.7	理事	岩 渕 伸 人	同	郡中富良野町字中富良野東4線北15号
					同	同	同	山 崎 康 司	同	郡上富良野町西4線北31号
					同	同	同	本 間 敏 仁	同	郡中富良野町字中富良野東6線北4号
					同	同	同	千 財 篤 昭		富良野市字東学田二区
					同	同	同	姉 崎 俊 浩		空知郡中富良野町字中富良野東1線北17号
					同	同	同	蜂 谷 紀 之		富良野市字東山728番地3
					同	同	同	棟 方 英 樹		空知郡中富良野町字中富良野東6線北11号
					同	同	同	高 橋 茂		富良野市字北布礼別
					同	同	同	横 山 慎太郎		空知郡上富良野町東5線北18号
					同	同	同	本 間 剛		富良野市字北扇山の2
					同	同	同	坂 本 久 志		空知郡中富良野町字中富良野東9線北86番地
					同	同	同	関 澤 章 宏		富良野市字北大沼の2
					同	同	同	八 卷 一	同	市字老節布2963番地
					同	同	監事	前 川 和 則	同	市字南扇山の1
					同	同	同	殿 山 雅 彦		空知郡中富良野町字中富良野東7線北13号
					同	同	同	小 田 知 幸	同	郡上富良野町東6線北20号
					北海道告示450号					
					土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、令和7年9月12日、新篠津土地改良区の定款の変更を認可した。					
					令和7年9月30日					
					北海道知事 鈴木直道					
					公 表					
					北海道人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年北海道条例第6号）第4条の規定により、令和6年度の北海道における人事行政の運営等の状況を次のとおり公表する。					
					なお、「次のとおり」については、北海道総務部行政局文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の閲覧に供するほか、北海道のホームページ（ https://www.pref.hokkaido.lg.jp/ ）から閲覧することができる。					
					令和7年9月30日					
					北海道知事 鈴木直道					
					総合振興局告示及び振興局告示					

北海道渡島総合振興局告示第108号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達とは、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和7年9月30日

北海道渡島総合振興局長 佐藤 秀行

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称及び数量

ア 入札番号1 乗用自動車の賃貸借（産業振興部農村振興課） 一式（1月当たりの単価） 1台分

イ 入札番号2 乗用自動車の賃貸借（産業振興部林務課） 一式（1月当たりの単価） 3台分

ア及びイについては、それぞれの入札とする。

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 契約期間 令和8年3月10日から令和13年2月28日まで

なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(4) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和7年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借（31自動車）の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

(5) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければ

ならない。

ア 申請の時期 令和7年9月30日（火）から同年10月31日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

なお、電子メール（アドレス：oshima.somu20@pref.hokkaido.lg.jp）により申請書等を提出する場合の添付ファイルの形式はPDF、Word又はExcelとすること。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
北海道渡島総合振興局総務課需品係

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道渡島総合振興局総務課需品係

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 函館市美原4丁目6番16号 渡島合同庁舎4階402号会議室（送付による場合は、郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号 北海道渡島総合振興局総務課需品係）

(2) 入札日時 令和7年11月12日（水）午後2時（送付による場合は、同月11日（火）午後5時までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

(1) この契約による調達後において調達が予定される物品等の名称、数量及びその入札の公告の予定時期

ア 名称及び数量 自動車の賃貸借 2台分

イ 予定時期 令和8年1月頃

(2) この契約を含む一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告
令和7年4月18日付け北海道渡島総合振興局告示第54号

8 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A 4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道渡島総合振興局のホームページ（https://www.oshima.pref.hokkaido.lg.jp/ts/sum/juhin_nyusatu.html）においてダウンロードすることができる。

- 9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否
平成16年北海道告示第448号の2の(2)のア及び3の(1)による。
- 10 落札者と契約の締結を行わない場合
落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。
- 11 その他
平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)、(12)及び(14)から(16)までによるほか、次による。
契約に関する事務を担当する組織
- (1) 名 称 北海道渡島総合振興局総務課
(2) 所在地 郵便番号 041-8558 函館市美原4丁目6番16号
(3) 電話番号 0138-47-9416
- 12 Summary
A Nature and quantity of the products to be procured :
a Lease of Car 1 set
b Lease of Car 3 sets
B Bid tendering date and time : 2:00 P.M., November 12, 2025
(If mailed, bids must arrive no later than 5:00 P.M., November 11, 2025)
C Contact : Administrative Division, Oshima General Subprefectural Bureau, Hokkaido Government, Mihara 4-chome 6-16, Hakodate, Hokkaido 041-8558 Japan
Phone : 0138-47-9416

北海道十勝総合振興局告示第1025号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
令和7年9月30日
北海道十勝総合振興局長 野口正浩

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
乗用自動車（公物管理パトロールカー）の賃貸借 一式（1月当たりの単価）

- 1 台分
2 落札を決定した日
令和7年9月4日
3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 中道リース株式会社
(2) 住 所 札幌市中央区北1条東3丁目3番地
4 落札金額
91,000円
5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
6 一般競争入札の公告
令和7年7月25日付け北海道十勝総合振興局告示第1019号
7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道十勝総合振興局帯広建設管理部建設行政室建設行政課
(2) 所在地 帯広市東3条南3丁目1番地

道 企 業 管 理 規 程

北海道企業局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。
令和7年9月30日
北海道公営企業管理者 天沼宇雄

北海道企業管理規程第4号

北海道企業局財務規程の一部を改正する規程
北海道企業局財務規程（昭和53年企業管理規程第1号）の一部を次のように改正する。
第46号様式第1葉及び第2葉表中

耐用年数	年（根拠：）
機械損害共済	・機械種別： ・新調達価格算定現行係数：

を

耐用年数	年（根拠：）				
市町村交付金	☐ 対象外	☐ 対 象	根 拠	ア 市町村交付金法第2条第1項第1号（職員の住居の用に供する固定資産） ☐ 該当	
				イ 市町村交付金法第2条第1項第2号（電気事業の用に供する固定資産） ☐ 該当	
				市町村交付金法第2条第1項第5号	
				ウ（ダム施設以外の工水事業の用に供する土地又はダム施設の用に供する固定資産） ☐ 該当	
	確認者			確認者	確認者

<table><tr><td></td><td>(原課予算担当課長補佐)</td><td>(原課予算担当係長)</td><td>(原課予算担当者)</td></tr><tr><td>機械損害共済</td><td>・機械種別</td><td>：</td><td></td></tr><tr><td></td><td>・新調達価格算定現行係数</td><td>：</td><td></td></tr></table>					(原課予算担当課長補佐)	(原課予算担当係長)	(原課予算担当者)	機械損害共済	・機械種別	：			・新調達価格算定現行係数	：	
	(原課予算担当課長補佐)	(原課予算担当係長)	(原課予算担当者)												
機械損害共済	・機械種別	：													
	・新調達価格算定現行係数	：													
に改める。 附 則 この規程は、令和7年10月1日から施行する。															
道 教 育 庁 教 育 局 告 示															
北海道教育庁宗谷教育局告示第27号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和7年9月30日 北海道教育庁宗谷教育局長 笠 井 浩															
1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) A重油その1(利尻高等学校)(1リットル当たりの単価) 36,000リットル (2) A重油その2(稚内高等学校)(1リットル当たりの単価) 76,000リットル (3) A重油その3(稚内養護学校)(1リットル当たりの単価) 103,000リットル (4) A重油その4(浜頓別高等学校)(1リットル当たりの単価) 35,000リットル (5) A重油その5(枝幸高等学校)(1リットル当たりの単価) 29,000リットル (6) A重油その6(豊富高等学校)(1リットル当たりの単価) 21,000リットル															
2 落札を決定した日 令和7年9月4日															
3 落札者の氏名及び住所 (1) 1の(1) ア 氏 名 宗谷地方石油業協同組合 イ 住 所 稚内市中央5丁目7番13号 (2) 1の(2) ア 氏 名 大東石油販売株式会社 イ 住 所 稚内市港5丁目7番44号 (3) 1の(3) ア 氏 名 ミナミ石油株式会社 イ 住 所 札幌市東区北34条東24丁目1番1号 (4) 1の(4) ア 氏 名 有限会社北武商事 イ 住 所 枝幸郡浜頓別町智福1丁目16番地															
(5) 1の(5) ア 氏 名 石橋商事株式会社 イ 住 所 枝幸郡枝幸町梅ヶ枝町180番地1 (6) 1の(6) ア 氏 名 北海道エネルギー株式会社 イ 住 所 札幌市中央区北1条東3丁目3番地															
4 落札金額 (1) 1の(1) 131.00円 (2) 1の(2) 120.00円 (3) 1の(3) 115.49円 (4) 1の(4) 113.00円 (5) 1の(5) 113.00円 (6) 1の(6) 113.80円															
5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札															
6 一般競争入札の公告 令和7年7月25日付け北海道教育庁宗谷教育局告示第24号															
7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁宗谷教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 稚内市末広4丁目2番27号															
北海道教育庁十勝教育局告示第41号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和7年9月30日 北海道教育庁十勝教育局長 和 田 宏 一															
1 落札に係る物品等の名称及び数量 (1) A重油(市部)(1リットル当たりの単価) 187,000リットル (2) A重油(北部)(1リットル当たりの単価) 67,000リットル (3) A重油(北西部)(1リットル当たりの単価) 38,000リットル (4) A重油(西部)(1リットル当たりの単価) 85,000リットル (5) A重油(南部)(1リットル当たりの単価) 49,000リットル (6) A重油(東部1)(1リットル当たりの単価) 53,000リットル (7) A重油(東部2)(1リットル当たりの単価) 74,000リットル															
2 落札を決定した日 令和7年9月17日															

3 落札者の氏名及び住所 (1) 1の(1)及び(2)、(4)及び(5) ア 氏 名 Y S ヤマショウ株式会社 イ 住 所 帯広市西1条南3丁目10番地2 (2) 1の(3) ア 氏 名 三洋興熱株式会社 イ 住 所 帯広市西8条南7丁目1番地 (3) 1の(6) ア 氏 名 幕別興業株式会社 イ 住 所 中川郡幕別町字明野204番地13 (4) 1の(7) ア 氏 名 株式会社 J A サービス帯広かわにし イ 住 所 帯広市川西町西2線61番地 4 落札金額 (1) 1の(1) 87円10銭 (2) 1の(2) 92円10銭 (3) 1の(3) 90円30銭 (4) 1の(4) 90円70銭 (5) 1の(5) 104円00銭 (6) 1の(6) 85円00銭 (7) 1の(7) 87円90銭 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和7年8月5日付け北海道教育庁十勝教育局告示第37号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局告示第42号 次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。 令和7年9月30日 北海道教育庁十勝教育局長 和 田 宏 一 1 落札に係る物品等の名称及び数量	(1) 灯油（市部）（1リットル当たりの単価） 55,500リットル (2) 灯油（北部）（1リットル当たりの単価） 34,800リットル (3) 灯油（北西部）（1リットル当たりの単価） 17,300リットル (4) 灯油（西部）（1リットル当たりの単価） 27,600リットル (5) 灯油（南部）（1リットル当たりの単価） 17,100リットル (6) 灯油（東部1）（1リットル当たりの単価） 50,500リットル (7) 灯油（東部2）（1リットル当たりの単価） 15,400リットル 2 落札を決定した日 令和7年9月17日 3 落札者の氏名及び住所 (1) 1の(1)から(4)まで及び(7) ア 氏 名 Y S ヤマショウ株式会社 イ 住 所 帯広市西1条南3丁目10番地2 (2) 1の(5) ア 氏 名 ミナミ石油株式会社 イ 住 所 札幌市東区北34条東24丁目1番1号 (3) 1の(6) ア 氏 名 幕別興業株式会社 イ 住 所 中川郡幕別町字明野204番地13 4 落札金額 (1) 1の(1) 89円70銭 (2) 1の(2) 90円70銭 (3) 1の(3) 92円30銭 (4) 1の(4) 91円30銭 (5) 1の(5) 98円29銭 (6) 1の(6) 88円50銭 (7) 1の(7) 100円00銭 5 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札 6 一般競争入札の公告 令和7年8月5日付け北海道教育庁十勝教育局告示第38号 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地 (1) 名 称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室 (2) 所在地 帯広市東3条南3丁目
---	--

道 人 事 委 員 会 規 則

職員の任用の方法及び手続に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 30 日

北海道人事委員会委員長 織 田 亨

北海道人事委員会規則 6－62

職員の任用の方法及び手続に関する規則の一部を改正する規則

職員の任用の方法及び手続に関する規則（北海道人事委員会規則 6－0）の一部を次のように改正する。

第 7 条中第 5 号を削り、第 6 号を第 5 号とし、同条第 7 号中「特別な事情により」を「前各号に掲げるもののほか、」に改め、同号を同条第 9 号とし、同条第 5 号の次に次の 3 号を加える。

- (6) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 6 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された者をもって補充しようとする職
- (7) 北海道職員等の配偶者同行休業に関する条例（平成 26 年北海道条例第 83 号）第 9 条第 1 項第 1 号の規定により任期を定めて採用された者をもって補充しようとする職
- (8) 北海道職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則 13－42）第 11 条第 1 項第 9 号及び第 10 号又は北海道学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則（北海道人事委員会規則 13－43）第 11 条第 1 項第 9 号及び第 10 号の休暇を取得する職員の業務を処理することを職務内容とする職で、任期を定めて採用された者をもって補充しようとするもの

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 30 日

北海道人事委員会委員長 織 田 亨

北海道人事委員会規則 6－63

職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則の一部を改正する規則

職員の任用に関する権限の一部を任命権者に委任する規則（北海道人事委員会規則 6－6）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 4 号を削り、同項第 5 号中「第 7 条第 6 号」を「第 7 条第 5 号」に改め、同号を同項第 4 号とし、同号の次に次の 1 号を加える。

- (5) 規則第 7 条第 6 号から第 8 号までに掲げる職への採用に係る選考の実施

第 2 条第 1 項第 6 号中「第 7 条第 7 号」を「第 7 条第 9 号」に改め、同項第 11 号中「第 7 条に規定する」を「第 7 条各号（第 8 号を除く。）に掲げる」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 9 月 30 日

北海道人事委員会委員長 織 田 亨

北海道人事委員会規則 7－1487

特地勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特地勤務手当等に関する規則（北海道人事委員会規則 7－357）の一部を次のように改正する。

別表アの表宗谷総合振興局の項中「枝幸町本町」を「枝幸町新港町」に改める。

附 則

この規則は、令和 7 年 10 月 1 日から施行する。

道 公 安 委 員 会 告 示

北海道公安委員会告示第 187 号

平成 18 年北海道公安委員会告示第 150 号（警備員等の検定等に関する規則の規定による北海道公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務）の一部を次のように改正し、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

令和 7 年 9 月 30 日

北海道公安委員会委員長 吉 本 淳 一

表を次のように改める。

路 線 名	区 域
一般国道 5 号	
一般国道 12 号	
一般国道 36 号	
一般国道 37 号	
一般国道 38 号	
一般国道 229 号	
一般国道 230 号	
一般国道 231 号	
一般国道 234 号	

一般国道235号	札幌方面に所在する警察署が管轄する地域		道道 樽前錦岡線		
一般国道236号			道道 舞鶴追分線		
一般国道237号			道道 豊丘余市停車場線		
一般国道274号			道道 早来千歳線		
一般国道275号			道道 琴似停車場線		
一般国道276号			道道 蘭越ニセコ倶知安線		
一般国道336号			道道 下手稲札幌線		
一般国道337号			道道 西野白石線		
一般国道393号			道道 京極倶知安線		
一般国道451号			道道 占冠穂別線		
一般国道452号			道道 東雁来江別線		
一般国道453号			道道 苫小牧環状線		
道道 洞爺湖登別線			道道 大麻東雁来線		
道道 札幌夕張線			道道 樽川篠路線		
道道 岩見沢月形線			道道 栗沢南幌線		
道道 月形厚田線					
道道 当別浜益港線					
道道 三笠栗山線					
道道 襟裳公園線					
道道 石狩手稲線					
道道 江別恵庭線					
道道 岩内洞爺線					
道道 芦別美瑛線					
道道 岩見沢石狩線					
道道 札幌環状線					
道道 豊浦京極線					
道道 室蘭環状線					
道道 札幌当別線					
道道 芦別砂川線					
道道 江別インター線					
道道 札幌北広島環状線					
道道 静川美沢線					
道道 平取穂別線					
道道 宮の沢北1条線					
道道 前田新川線					

道 方 面 公 安 委 員 会 告 示	
北海道函館方面公安委員会告示第51号	
平成18年北海道函館方面公安委員会告示第35号（警備員等の検定等に関する規則の規定による北海道函館方面公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。	
令和7年9月30日	
北海道函館方面公安委員会委員長 齋藤利仁	
表を次のように改める。	
路 線 名	区 域
一般国道5号	
一般国道37号	
一般国道227号	
一般国道228号	
一般国道229号	
一般国道230号	
一般国道276号	
一般国道278号	

道道	江差木古内線	函館方面に所在する警察署が管轄する地域
道道	寿都黒松内線	
道道	奥尻島線	
道道	大沼公園鹿部線	
道道	函館南茅部線	
道道	函館上磯線	
道道	江差停車場線	
道道	大沼公園線	
道道	函館漁港線	
道道	大野上磯線	

北海道旭川方面公安委員会告示第91号

平成18年北海道旭川方面公安委員会告示第46号（警備員等の検定等に関する規則の規定による北海道旭川方面公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和7年9月30日

北海道旭川方面公安委員会委員長 井 上 雄 樹

表を次のように改める。

路 線 名	区 域
一般国道12号	旭川方面に所在する警察署が管轄する地域
一般国道38号	
一般国道39号	
一般国道40号	
一般国道231号	
一般国道232号	
一般国道233号	
一般国道237号	
一般国道238号	
一般国道239号	
一般国道273号	
一般国道274号	
一般国道275号	
一般国道333号	
一般国道451号	

一般国道452号	
道道 枝幸音威子府線	
道道 深川雨竜線	
道道 和寒幌加内線	
道道 旭川深川線	
道道 芦別美瑛線	
道道 旭川環状線	
道道 利尻富士利尻線	
道道 美深中頓別線	
道道 愛別当麻旭川線	
道道 歌登咲来停車場線	
道道 吹上上富良野線	
道道 占冠穂別線	

北海道釧路方面公安委員会告示第56号

平成18年北海道釧路方面公安委員会告示第35号（警備員等の検定等に関する規則の規定による北海道釧路方面公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和7年9月30日

北海道釧路方面公安委員会委員長 木 下 正 明

表を次のように改める。

路 線 名	区 域
一般国道38号	
一般国道44号	
一般国道236号	
一般国道240号	
一般国道241号	
一般国道242号	
一般国道243号	
一般国道244号	
一般国道272号	
一般国道273号	
一般国道274号	
一般国道334号	

一般国道335号	釧路方面に所在する警察署が管轄する地域
一般国道336号	
一般国道391号	
道道 中標津標茶線	
道道 帯広浦幌線	
道道 鹿追糠平線	
道道 本別留辺蘂線	
道道 別海厚岸線	
道道 釧路環状線	
道道 八千代帯広線	
道道 生花大樹線	
道道 芽室東4条帯広線	
道道 川北中標津線	
道道 貫人姉別原野線	

北海道北見方面公安委員会告示第50号

平成18年北海道北見方面公安委員会告示第31号（警備員等の検定等に関する規則の規定による北海道北見方面公安委員会が必要と認める交通誘導警備業務）の一部を次のように改正し、令和8年4月1日から施行する。

令和7年9月30日

北海道北見方面公安委員会委員長 川 瀬 敏 朗

表を次のように改める。

路 線 名	区 域
一般国道39号	北見方面に所在する警察署が管轄する地域
一般国道238号	
一般国道239号	
一般国道240号	
一般国道242号	
一般国道243号	
一般国道244号	
一般国道273号	
一般国道333号	
一般国道334号	
一般国道391号	

道道 北見津別線	
道道 本別留辺蘂線	
道道 北見美幌線	

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第615号

昭和43年北海道警察本部告示第23号（交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区）の一部を次のように改正し、令和7年9月30日から施行する。ただし、別表札幌方面千歳警察署の部駅前項の項の改正規定は、同年10月1日から施行する。

令和7年9月30日

北海道警察本部長 友 井 昌 宏

別表札幌方面北警察署の部篠路の項位置の欄及び所管区の欄を次のように改める。

同 北区篠路3条7丁目2番9号	同 北区篠路1条1丁目から11丁目まで、篠路2条から篠路5条までの1丁目から10丁目まで、篠路6条及び篠路7条の1丁目から8丁目まで、篠路8条1丁目から7丁目まで、篠路9条1丁目から6丁目まで（5丁目欠）、篠路10条1丁目から4丁目まで、拓北1条から拓北5条までの1丁目から4丁目まで、篠路町篠路、篠路町上篠路並びに篠路町拓北の一部
-----------------	--

別表札幌方面北警察署の部あいの里の項所管区の欄を次のように改める。

同 北区あいの里1条3丁目から7丁目まで、あいの里2条1丁目から8丁目まで、あいの里3条及びあいの里4条の1丁目から10丁目まで、あいの里5条3丁目及び4丁目、南あいの里3丁目から7丁目まで、拓北6条から拓北8条までの1丁目から5丁目まで、篠路町拓北の一部並びに篠路町福移
--

別表札幌方面千歳警察署の部駅前項中

「	駅前	」	を	「	千歳駅前	」	「	千歳市千代田町7丁目101番地の15	」
---	----	---	---	---	------	---	---	--------------------	---

に改め、同表函館方面森警察署の部鹿部の項位置の欄を次のように改める。

同鹿部町
字宮浜346番
地21

別表釧路方面中標津警察署の部羅臼の項位置の欄を次のように改める。

目梨郡羅臼町
緑町300番地
9
